

## 割引乗車券発売規則の一部改正

割引乗車券発売規則の一部を次のように改正し、令和8年3月14日から施行する。

青い森鉄道株式会社

現 行	改 正
<b>割引乗車券発売規則</b>	<b>割引乗車券発売規則</b>
<p>(適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、旅客が、<u>当社線並びに連絡運輸の取扱いをする旅客鉄道会社線及びIGRいわて銀河鉄道株式会社線（以下、これらを「連絡会社線」という。）</u>を乗車する場合に適用する。</p> <p><b>2</b> この規程の<u>定めのないもの</u>は、旅客<u>運送</u>に関する一般の規定による。</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p><b>第2条</b> 旅客運賃を割引して発売する乗車券の種類は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 身体障害者割引乗車券</p> <p>(2) 知的障害者割引乗車券</p> <p><u>(3) 被救護者割引普通乗車券</u></p> <p><u>(4) 学生割引普通乗車券</u></p> <p><u>(5) 精神障害者割引乗車券</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(療育手帳の携帯)</p> <p><b>第20条</b> 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、有効な療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p><b>第4章 被救護者旅客運賃割引</b></p>	<p>(適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、旅客が、<u>青い森鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道（以下「当社線」という。）及び旅客の連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）</u>を乗車する場合に適用する。</p> <p><b>2</b> この規程の<u>定めていない事項については</u>、旅客<u>営業</u>に関する一般の規定による。</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p><b>第2条</b> 旅客運賃を割引して発売する乗車券の種類は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 身体障害者割引乗車券</p> <p>(2) 知的障害者割引乗車券</p> <p><u>(3) 精神障害者割引乗車券</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(療育手帳の携帯)</p> <p><b>第20条</b> 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、有効な療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p>

現 行	改 正
<p><u>(指定救護施設の定義)</u></p> <p><u>第 21 条 この章における「指定救護施設」とは、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年 4 月公告第 6 号）第 21 条に規定する施設を準用する。</u></p> <p><u>(被救護者割引普通乗車券の発売)</u></p> <p><u>第 22 条 被救護者が第 23 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。</u></p> <p><u>2 被救護者が老幼、虚弱若しくは障害のため、又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人に限り前項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 前項の規定によって被救護者が往路用の片道乗車券を購入する場合であっても、付添人に対し往復乗車券を発売することがある。</u></p> <p><u>(被救護者旅客運賃割引証)</u></p> <p><u>第 23 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該救護施設の代表者から割引証の番号、指定番号、乗車区間、乗車券の種類、旅行証明書番号、被救護者の氏名及び年齢、付添人を必要とするときは、付添人の氏名及び年齢、有効期限、発行年月日、施設の所在地、名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。</u></p> <p><u>2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、別表第 3 号のとおりとする。</u></p> <p><u>3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から 1 箇月間とする。</u></p> <p><u>(割引率)</u></p> <p><u>第 24 条 第 22 条の規定により被救護者又は付添人に対して割引普通乗車券を</u></p>	

現 行	改 正
<p><u>発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。</u></p> <p><u>(被救護者割引乗車券の効力)</u></p> <p><b>第25条</b> <u>被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が当該施設の代表者の発行した別表第4号の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。</u></p> <p><b>2</b> <u>前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。</u></p> <p><b>3</b> <u>第22条第2項及び第3項により購入した付添人用乗車券(付添人だけが復路用乗車券を購入した場合を除く。)は、付添人が被救護者と同一列車に乗車する場合に限って有効とする。</u></p> <p><b>第5章 学生・生徒旅客運賃割引</b></p> <p><u>(指定学校の定義)</u></p> <p><b>第26条</b> <u>この章における「指定学校」とは、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第2条に規定する学校を準用する。</u></p> <p><u>(学生割引普通乗車券の発売)</u></p> <p><b>第27条</b> <u>指定学校の学生又は生徒が、当社線を片道営業キロが100キロメートルをこえる区間を旅行する場合で、第30条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、学生割引普通乗車券を発売する。</u></p> <p><u>(学生割引証)</u></p> <p><b>第28条</b> <u>指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年(又は年次)、学生証、生徒証又は児童証等(以下「証明証」という。)の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限(通信による教育を行う学校にあつては、有効期間)・発行年月日・学校所在地(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。)、学校名</u></p>	

現 行	改 正
<p><u>並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。</u></p> <p><u>2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、様式第5号のとおりとする。</u></p> <p><u>3 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）は、一般学校用のものにあつては発行の日から3箇月間、通信教育学校用のものにあつては面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了の5日後までの期間とする。ただし、一般学校用のもので、有効開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。</u></p> <p><u>（割引率）</u></p> <p><u>第29条 第27条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、大人普通旅客運賃の2割を割引する。</u></p> <p><u>（学生割引普通乗車券の効力）</u></p> <p><u>第30条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した旅客営業規則に定める証明書を携帯する場合に限って使用することができる。</u></p> <p><b>第6章 精神障害者旅客運賃割引</b> （精神障害者）</p> <p><u>第31条 この章において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。</u></p> <p>2 精神障害者保健福祉手帳の様式は、様式第6号によるものとする。</p> <p>3 精神障害者の割引種別は別表第2号のとおりとし、精神障害者保健福祉手</p>	<p><b>第4章 精神障害者旅客運賃割引</b> （精神障害者）</p> <p><u>第21条 この章において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。</u></p> <p>2 精神障害者保健福祉手帳の様式は、様式第3号によるものとする。</p> <p>3 精神障害者の割引種別は別表第2号のとおりとし、精神障害者保健福祉手</p>

現 行	改 正
<p>帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。 (介護者)</p> <p><b>第32条</b> この章において「介護者」とは、第1種精神障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者に随伴する旅客(精神障害者1人に対して1人に限る。)であって、係員が介護能力があると認める者をいう。</p> <p>2 前項の介護者が使用する乗車券は、精神障害者が使用する乗車券と種類・乗車区間及び有効期間が同一のものであって、かつ、精神障害者が使用する乗車券と同時に購入するものでなければならない。 (割引乗車券の種類)</p> <p><b>第33条</b> 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。</p> <p>(2) 定期乗車券 第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合、第2種精神障害者が単独で乗車する場合及び12歳未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(3) 普通回数乗車券 第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。</p> <p>2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定</p>	<p>帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別する。 (介護者)</p> <p><b>第22条</b> この章において「介護者」とは、第1種精神障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者に随伴する旅客(精神障害者1人に対して1人に限る。)であって、係員が介護能力があると認める者をいう。</p> <p>2 前項の介護者が使用する乗車券は、精神障害者が使用する乗車券と種類・乗車区間及び有効期間が同一のものであって、かつ、精神障害者が使用する乗車券と同時に購入するものでなければならない。 (割引乗車券の種類)</p> <p><b>第23条</b> 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。</p> <p>(2) 定期乗車券(持参人式通勤定期乗車券及びシニア寿定期券を除く。) 第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合、第2種精神障害者が単独で乗車する場合及び12歳未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(3) 普通回数乗車券 第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。</p> <p>2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券等を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤</p>

現 行	改 正
<p>期乗車券に限るものとする。</p> <p>(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。</p> <p>(取扱区間)</p> <p><b>第34条</b> 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 当社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p>(2) 前号ただし書きの規定にかかわらず、当社線及びIGRいわて銀河鉄道株式会社線の各駅相互区間においては、割引の取扱いをする。</p> <p>(割引率)</p> <p><b>第35条</b> 精神障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児の定期乗車券に対しては、割引をしない。</p> <p>(割引乗車券の購入申込み)</p> <p><b>第36条</b> 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。</p> <p>(介護者の同行)</p> <p><b>第37条</b> <b>第32条</b>第2項に規定するところにより購入した乗車券は、精神障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。</p> <p>(旅客運賃の払いもどし)</p> <p><b>第38条</b> 第6条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。</p>	<p>定期乗車券に限るものとする。</p> <p>(注) 介護者が通学定期乗車券等の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券等を発売しない。</p> <p>(取扱区間)</p> <p><b>第24条</b> 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 当社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p>(2) 前号ただし書きの規定にかかわらず、当社線及びIGRいわて銀河鉄道株式会社線の各駅相互区間においては、割引の取扱いをする。</p> <p>(割引率)</p> <p><b>第25条</b> 精神障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児の定期乗車券に対しては、割引をしない。</p> <p>(割引乗車券の購入申込み)</p> <p><b>第26条</b> 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。</p> <p>(介護者の同行)</p> <p><b>第27条</b> <b>第22条</b>第2項に規定するところにより購入した乗車券は、精神障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。</p> <p>(旅客運賃の払いもどし)</p> <p><b>第28条</b> 第6条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。</p>

現 行	改 正
<p>(精神障害者保健福祉手帳の携帯)</p> <p><b>第39条</b> 精神障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成14年10月2日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成22年12月4日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和元年10月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>別表第1号 <u>(第3条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>別表第2号 <u>(第31条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>様式第1号 <u>(第3条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>様式第2号 <u>(第12条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>	<p>(精神障害者保健福祉手帳の携帯)</p> <p><b>第29条</b> 精神障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成14年10月2日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成22年12月4日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和元年10月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和8年3月14日から施行する。</u></p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>別表第1号 <u>(第3条)</u></p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>別表第2号 <u>(第21条)</u></p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>様式第1号 <u>(第3条)</u></p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>様式第2号 <u>(第12条)</u></p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>

現 行	改 正
<p><u>様式第3号（第23条関係）</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>様式第4号（第25条関係）</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>様式第5号（第28条関係）</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>様式第6号（第31条関係）</u></p> <p>精神障害者保健福祉手帳の様式</p> <p>「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）により示された様式</p> <p>1 紙様式（例）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="248 759 501 1150" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">(裏表紙)</p> <p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="font-size: small;">注1) 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。</p> </div> <div data-bbox="562 759 815 1150" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">(表表紙)</p> <p style="text-align: center;">障 害 者 手 帳</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">都道府県（指定都市）名</p> </div> </div>	<p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>様式第3号（第21条）</u></p> <p>精神障害者保健福祉手帳の様式</p> <p>「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）により示された様式</p> <p>1 紙様式（例）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1122 759 1375 1150" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">(裏表紙)</p> <p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="font-size: small;">注1) 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。</p> </div> <div data-bbox="1435 759 1688 1150" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">(表表紙)</p> <p style="text-align: center;">障 害 者 手 帳</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">都道府県（指定都市）名</p> </div> </div>

現 行

(内面左) 3 cm 写 ベ ス ト 半 裁 真 4 cm 氏名 住所 生年月日 障害等級 号 手帳番号 旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種・第二種	(内面右) 交付日 年 月 日 有効期限 年 月 日 (更新) (更新) (更新) (更新) 都道府県 (指定都市) 名 印 精神保健及び精神障害者福祉に關する法律第45条の保健福祉手帳
---	---

(注意)縦9cm×横6cmを標準とすること。

2 カード様式 (例)

(表)

障害者手帳

氏名  
住所  
生年月日 年 月 日  
障害等級  
手帳番号 号  
交付日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

旅客鉄道株式会社等 都道府県 (指定都市) 名 印  
旅客運賃減額 第一種・第二種

22mm, 27.5mm, 12mm, 53.98mm, 85.60mm

改 正

(内面左) 3 cm 写 ベ ス ト 半 裁 真 4 cm 氏名 住所 生年月日 障害等級 号 手帳番号 旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種・第二種	(内面右) 交付日 年 月 日 有効期限 年 月 日 (更新) (更新) (更新) (更新) 都道府県 (指定都市) 名 印 精神保健及び精神障害者福祉に關する法律第45条の保健福祉手帳
---	---

(注意1)縦9cm×横6cmを標準とすること。

(注意2)「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と表記することができる。

2 カード様式 (例)

(表)

障害者手帳

氏名  
住所  
生年月日 年 月 日  
障害等級  
手帳番号 号  
交付日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

旅客鉄道株式会社等 都道府県 (指定都市) 名 印  
旅客運賃減額 第一種・第二種

22mm, 27.5mm, 12mm, 53.98mm, 85.60mm

(注意) 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と表記することができる。

現 行

(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	
有効期限の更新 (更新) (更新)	(更新) (更新)
備考	

注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。  
注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(注) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について (通知)」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、当社線及びI G Rいわて銀河鉄道線の各駅相互区間において、[第36条](#)に定める割引乗車券の購入申込みの際並びに[第39条](#)に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、前各項に掲げる様式による精神障害者保健福祉手帳に代わるものとするができる。

改 正

(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	
有効期限の更新 (更新) (更新)	(更新) (更新)
備考	

注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。  
注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(注) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について (通知)」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、当社線及びI G Rいわて銀河鉄道線の各駅相互区間において、[第26条](#)に定める割引乗車券の購入申込みの際並びに[第29条](#)に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、前各項に掲げる様式による精神障害者保健福祉手帳に代わるものとするができる。